

令和6年12月16日

償却資産所有者 様

長野県下伊那郡豊丘村
村長 下 平 喜 隆
公印省略

令和7年度 償却資産の申告について（依頼）

日頃から村税行政につきましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。固定資産税の課税対象となる「償却資産(事業用資産)」をお持ちの方へ、償却資産申告書提出のお願いです。

償却資産の申告は、**令和7年1月31日（金）**までに担当係へご提出ください。

目次 | 1.申告対象者 | 2.申告書の提出先・提出書類 | 3.対象の償却資産 | 4.償却資産の評価・税額の求め方 | 5.注意事項

1. 申告の対象者

1月1日現在に、後述の償却資産を所有している事業者は、その年の1月31日までに、償却資産の申告をしなければなりません。(地方税法 第383条 固定資産の申告)

また、本通知が届いた方で、既に廃業されている方、廃棄・劣化等により該当の資産をお持ちでない方もその旨を申告いただきますようお願いいたします。

2. 申告書の提出先・提出書類

申告は償却資産が所在する市町村に行うことになっています。該当資産をお持ちの方は、法定様式(第26号様式)に基づき、地方税法第383条に定められた項目について申告をお願いします。

◎ 申告書等の提出先：豊丘村役場 税務会計課 税務係

◎ 提出書類：①償却資産申告書（償却資産課税台帳） ②種類別明細書 ※別紙 記載例参照

3. 対象の償却資産

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産(事業用の設備や装置、備品等)で、減価償却額や減価償却費が法人税法や所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入されるものをいいます。(地方税法 第341条 第4号) 主に、以下のようなものが申告の対象となります。

資産の種類		主な償却資産の例
1	構築物	舗装路面、門・塀、駐輪場、カーポート、看板、ビニールハウス等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作 等 ※
2	機械及び装置	各種製造設備・機械、建設機械、農産物加工設備、太陽光発電設備 等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両及び運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車、各種運搬具 等 ※申告の際は「資産の名称等」欄にメーカー・型式名を記入してください。また、大型特殊自動車は自動車登録号表の分類番号を記入してください。
6	工具・機具・備品	パソコン、エアコン、測定工具、治具、医療機器、陳列ケース、家具 冷蔵庫、理容及び美容機器、医療機器、自動販売機、電気器具 等

※建物設備・特定付帯設備…家屋に取り付けられた建築設備は家屋と償却資産に区分して課税されます。受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、特定の生産活動に必要な設備、業務用の設備、家屋と構造上一体でないもの、貸借人等が事業のために取り付けた内装・造作、建築設備等は償却資産の申告対象となります。

前述の例の他、次に掲げる資産も申告の対象です。(1月1日現在 事業の用に供することができるもの)

申告の対象となる資産
○償却済み資産(耐用年数が経過した資産) ○建設仮勘定で経理されている資産 ○遊休・未稼働の資産 ○資本的支出としての改良費 ○社宅・寮等福利厚生のために供するもの ○使用可能な期間が1年未満または取得価格20万円未満の償却資産のうち個別に減価償却しているもの ○租税特別措置法の規定を適用し即時償却等を行った資産 ○貸付先で事業のために用いられている資産 等

一方、次に掲げる資産は申告の対象となりませんので、申告の必要はありません。

申告の対象とならない資産
○土地 ○家屋として課税される建物 ○自動車税・軽自動車税の対象となる資産 ○使用可能期間が1年未満の資産 ○無形減価償却資産(ソフトウェア、特許権等) ○果樹・家畜等の生物 ○劣化等により将来にわたり事業の用に供さない資産 ○少額償却資産・一括償却資産※下記<参考>のとおり

<参考>少額の償却資産の取扱いについて

少額の減価償却資産のうち、下表「対象外」の資産は、地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により申告対象から除かれます。ただし、③のうち20万円以上のものや、④⑤に該当する資産は償却資産の申告対象となりますのでご注意ください。

償却方法		取得価格			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	損金・必要な経費に算入	対象外			
②	3年一括償却	対象外			
③	ファイナンス・リース資産	対象外		申告対象	
④	中小企業特例	申告対象			
⑤	個別減価償却	申告対象			

【申告対象外の資産】①取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの ②取得価格20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの ③法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち取得価格が20万円未満のもの

【申告対象の資産】④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産 ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

4. 償却資産の評価・税額の求め方

前年中に取得した償却資産		前年より前に取得した償却資産	
価格 (評価額)	$= \text{取得価格} \times 1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	価格 (評価額)	$= \text{取得価格} \times (1 - \text{減価率})$

※ただし、算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格×5/100により求めた額を評価額とします。

※上記計算により求めた評価額を合算した額(1,000円未満切捨て)に1.4%を乗じた額が税額となります。

※「減価率」は償却資産の「耐用年数」に応じて異なります。詳しくは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数表」及び「固定資産評価基準別表 耐用年数に応ずる減価残存率表」等をご参照ください。

5. 注意事項

- ◎ 事業収支上の減価償却費に計上されている物品の多くは、課税対象である償却資産に該当します。
- ◎ 前年度以前に増加・減少した資産の申告をしていなかった場合も、今回の申告に含めて作成してください。
- ◎ 正当な理由なく申告されない場合や、虚偽の申告をされますと過料や罰金等が科されることがあります。
- ◎ 提出期限近くなりますと、窓口が大変混雑します。電子申告やお早めの提出にご協力をお願いします。
- ◎ 償却資産の申告は、簡単・便利な電子申告(eLTAX)をぜひご利用ください。